

産業廃棄物収集運搬及び処分委託（単価契約） 別記

1 （法令の遵守）

発注者及び受注者は、廃棄物処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守しなければならない。

2 （受注者の事業範囲）

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、収集運搬業及び処分業の許可証の写しを添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出しなければならない。

・収集運搬に関する事業範囲

許可自治体		(積み込み場所)	(荷下ろし場所)
許可の有効期限			
許可品目	産業廃棄物		
	特別管理産業廃棄物		
許可の条件			
許可番号			

・処分にに関する事業範囲

許可自治体		
許可の有効期限		
許可品目	産業廃棄物	
	特別管理産業廃棄物	
許可の条件		
許可番号		

・積替保管について

☐ 積替・保管を行わない		
☐ 積替・保管を行う	積替・保管の場所	
	搬入できる廃棄物の種類	
	積替のための保管上限	
	安定型産業廃棄物であるときは、積替・保管場所において他の廃棄物と混合することの可否	☐ 許可する ☐ 許可しない
	有価物の抜き取りの可否	☐ 許可する ☐ 許可しない
※有価物の拾集を行った場合は、その量をマニフェストD票に記載しなければならない。 なお、この場合において、拾集した有価物についての責任はすべて受注者にあるとする。		

3 （委託する産業廃棄物の種類、数量、処分の方法等及び適正処理に必要な情報）

- (1) 委託する産業廃棄物の種類ほか適正処理に必要な情報は、別表1のとおりとする。
- (2) 発注者は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
- なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ受注者と協議のうえ、定めることとする。
- (3) 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認のうえ、委託物を引き取ることとする。

4 （輸入廃棄物の取扱い）

処理を委託する廃棄物は、輸入廃棄物を含まない。

5 （再委託の禁止）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

6 （義務の譲渡等）

受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

7 （委託業務終了報告）

受注者は発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し発注者に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票、B4票、B6票、又は電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

8 (業務の一時停止)

- (1) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理を行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の6の2等に定める事由が生じたときは、ただちに当該委託に係る業務を一時停止し、同法第14条第13項等の規定に基づき、遅滞なくその旨を書面により発注者に通知しなければならない。
- (2) 発注者は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処理の状況を把握する等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第8項に定める措置を講じるとともに、通知を発出した受注者が処理を適切に行えるようになるまでの間、受注者に新たな処理委託を行わない等の必要な措置を講じなければならない。

9 (契約の解除)

発注者又は受注者から契約を解除した場合において、本契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 契約書約款第26条又は第27条の規定により発注者が解除した場合
発注者は、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を適正に処理するため、必要な措置を講ずることとする。この場合において、発注者は受注者に対して、当該必要な措置によって生じた費用について、契約書約款第33条第1項第4号に基づき請求をすることができる。
- (2) 契約書約款第29条若しくは第30条の規定により受注者が解除した場合又は同約款第25条により発注者が解除した場合
発注者は、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物は、発注者が費用負担のうえ、これを引き取ることとする。この場合において、受注者は発注者に対して、契約書約款第34条第1項又は同約款第25条第2項に基づく請求をすることができる。

別表1 委託する産業廃棄物の種類ほか適正処理に必要な情報

産業廃棄物の種類			
予定数量	t・kg・m ³ ・ℓ	t・kg・m ³ ・ℓ	t・kg・m ³ ・ℓ
収集運搬単価	円/ t・kg・m ³ ・ℓ	円/ t・kg・m ³ ・ℓ	円/ t・kg・m ³ ・ℓ
処分単価	円/ t・kg・m ³ ・ℓ	円/ t・kg・m ³ ・ℓ	円/ t・kg・m ³ ・ℓ
性状			
荷姿			
処分または再生の場所 の所在地			
処分または再生の方法			
処分または再生施設の 処理能力			
最終処分の場所等について（予定）	名称： 所在地： 処分方法： 処理能力： 許可番号：	名称： 所在地： 処分方法： 処理能力： 許可番号：	名称： 所在地： 処分方法： 処理能力： 許可番号：
通常の保管状況の下での 性状の変化	☐ 無 ☐ 有（ ） ☐ 別紙	☐ 無 ☐ 有（ ） ☐ 別紙	☐ 無 ☐ 有（ ） ☐ 別紙
他の廃棄物との混合等 により生ずる支障	☐ 無 ☐ 有（ ） ☐ 別紙	☐ 無 ☐ 有（ ） ☐ 別紙	☐ 無 ☐ 有（ ） ☐ 別紙
JIS C0950 号に規定する 含有マークの表示	☐ 無 ☐ 有（ ） ☐ 別紙	☐ 無 ☐ 有（ ） ☐ 別紙	☐ 無 ☐ 有（ ） ☐ 別紙
石綿含有産業廃棄物の 有無	☐ 無 ☐ 有（ ） ☐ 別紙	☐ 無 ☐ 有（ ） ☐ 別紙	☐ 無 ☐ 有（ ） ☐ 別紙
水銀使用製品産業 廃棄物の有無	☐ 無 ☐ 有（ ） ☐ 別紙	☐ 無 ☐ 有（ ） ☐ 別紙	☐ 無 ☐ 有（ ） ☐ 別紙
水銀含有ばいじん等の 有無	☐ 無 ☐ 有（ ） ☐ 別紙	☐ 無 ☐ 有（ ） ☐ 別紙	☐ 無 ☐ 有（ ） ☐ 別紙
その他取り扱う際に 注意すべき事項	☐ 無 ☐ 有（ ） ☐ 別紙	☐ 無 ☐ 有（ ） ☐ 別紙	☐ 無 ☐ 有（ ） ☐ 別紙